

(総務委員会)

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第一号) (衆議院送付) 要

旨

本件は、放送法第七十条第二項の規定に基づき、日本放送協会の令和六年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、収支予算

一般勘定事業収支については、事業収入が六千二十一億円、事業支出が六千五百九十一億円で、五百七十億円の収支不足となる。この不足額については、還元目的積立金の一部をもって補てんすることとしている。

二、事業計画

経営計画の初年度となる令和六年度は、健全な民主主義の発達に資するため、情報空間の参照点の提供と信頼できる多元性確保への貢献を基軸として、経営計画に基づいた事業運営を着実に実施するとし、適切な資源管理とデジタル技術の活用等によりコンテンツ価値の最大化を図るとともに、命と暮らしを守る

報道の深化、多様で質の高いコンテンツによる公共的価値の創造のほか、国際発信の再強化、全国ネットワークを生かした地域の姿の発信、ユニバーサル放送・サービスの充実、インターネット活用業務におけるコンテンツの効果的な提供、新たな営業アプローチの推進、財源の多様化、NHKグループ全体でのガバナンスの強化、アカウンタブルな経営の徹底、放送センターの建替えの推進等に取り組んでいる。

三、資金計画

資金計画は、受信料等による入金総額八千三百八億円、事業経費、建設経費等による出金総額八千四百四億円をもって施行する。

四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、現行の受信料額を維持しつつ、還元目的積立金も活用し、視聴者への還元を行う点は評価できるとした上で、予算の執行に当たっては、受信料収入と事業規模との均衡を早期に確保していくこと、重要な公共インフラを提供する者として、引き続き将来の災害に備えること、放送という手段に加え、インターネットを通じて放送番組を国民・視聴者に提供すること、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」を一体的に改革することに不断に取り組むこと等が求められる旨の意見が付されている。